

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第3回）

議事概要

1. 日時 平成31年3月8日(金) 午後2時～4時
2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール4B
3. 出席者

座長	武内ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	帝京科学大学教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学准教授

事務局	永島 徹也	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	松本 英昭	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	渡邊 雄児	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長
	雨宮 俊	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室主査

4. 議事概要

審議官の挨拶、委員の紹介の後、座長の進行により、議事（1）（2）（3）について検討が行われた。

（1） 海外の基準及び論文調査について

- 事務局より「資料1 第2回までの検討結果及び本日の論点について」、資料2 各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要」、資料3 各国（英仏独）における国が定めた定量的基準等について」について説明した後、以下の質問・意見等があった。
- 畜産の分野においては、飼育環境の面では衛生環境も大きな項目だと思う。人獣共通感染症の対策などは規定には入っていないか。（委員）

- 衛生管理について、「提供物」の項目に「掃除」として含めている。犬や猫のケージ等を一日一回掃除をする、餌を一定時間以上放置しない、といった基準がある。また、病気になった犬猫をどれくらい離して隔離する、という記述は「管理」に含めている。（事務局）
- 自治体からの明確化の要望事項として直接的には求められておらず、衛生という項目は設けなかった。（事務局）
- 人獣共通感染症は重要な問題であるが、微生物検査に関する記述はないか。（委員）
- 確認する。（事務局）
- 実験動物でもモニタリングの規定があるはずなので、確認いただきたい。（委員）
- 前回、アニマルベースメジャーについて別の項目を立てて記述していたが、今回は数値基準と併記する形になっており、動物の「確認」については各所に記載をしている。（事務局）
- イギリスのガイドラインについて、犬の「預託施設」とあるが、訓練施設や、日本で言う盲導犬や補助犬の訓練施設なども含まれるのか。預託施設とデイケアが具体的に何を指すのか。（委員）
- デイケアは、短時間・日帰りで預かる施設、「預託施設」は「宿泊施設」「獣医師の診療所」などである。預託施設は、業の目的として敷地で他人の犬又は猫に宿泊施設を提供して、もしくは提供を手配する施設を対象としている。（事務局）
- 展示や訓練についてのガイドラインの記述があるのか。（委員）
- 「展示物のガイダンス」というものがある。「展示動物のガイダンスノート」というものがあり、その中に入っていると思われる。（事務局）
- 展示と訓練も示してもらったほうが良いと思う。（委員）
- それらのガイダンスについても情報収集をしていく。（事務局）

（２） 適正な使用管理の在り方と基準の明確化に係る対象項目について

- 事務局より「資料4 動物の適正な使用に関する科学論文等の調査について」について説明した後、以下の質問・意見等があった。
- 事務局説明に補足するが、以前に調べたのは法改正のころであったが、その頃よりも犬猫の研究が進んできている。犬猫の基準が言及されているものは、実験動物を対象にしたもの、またシェルターに関する論文が多い。ビジネスや一般家庭の動物に関する基準の調査研究はほとんどないのが実情である。既存の論文では、すでにある基準等に対して、実際それが適切なのかといった検証を行っているものも増えてきた。最近は動物福祉の基準も厳しいため、スペースの実験をする際に、常識的にスペースが不十分な環境では実験することができない。また、スペースについては、具体的な数字が記載された論文もあるが、「スペースに関して

研究が少ないので研究した」という内容のものが多。こうしたことから、科学論文をどこまで検索・掘り下げるかについては疑問がある。（委員）

- ▶ スペースと言っても必ずしも全部一致した意見を言っているわけではなく、色々な数値に言及しているものもある。中には、この論文でよいのか、というものも出てくる。完全な基準とまではいかないが、参考にする、という意味で今後使用してよいと思う。今後、もうひと段階を絞った方がよい。（委員）
- ▶ 資料4に、繁殖や管理の分類があるが、明らかに常識を超える犬猫の実験を行うことは科学者として認められていない。そのような実験に基づいて論文を投稿しても審査に通らない。そういった意味で、論文の根拠がないからと言って、それを規制しなくてはいいいという意味ではないことに注意が必要だ。（委員）
- ▶ 科学的根拠に基づいて検討することを基本としているが、それだけでというか、科学根拠のみに基づいて検討することは想定していない。当初、海外ヒアリング調査にて、海外の行政・民間機関から科学的根拠に基づいて導き出された数値基準とその根拠を取得できることを期待していたが、実態はそうではないことが明らかとなった。そのため、科学論文検索による検証作業は、国内の実状関係や実効性の担保の観点から、基準の明確化の範囲を検討する上で、判断材料の参考の一つとして取りまとめている。また、委員からどこまでそれを信頼性における資料としてリソース（時間と労力）を割くのかについても問題提起を頂いたが、もう一段階絞り込む作業を行うにしろ、作業の目的と効率を勘案してどの程度のレベルまで精査すべきか含め、委員と相談しながら検討させていただきたい。（事務局）
- ▶ 私は動物の状態評価が重要であると考え。動物の状態の低下につながる論理性、科学的データがなくても論理的に、「後ろ足で立った時にぶつからない」といった、そういった犬猫は形態が多様だが、立ち上がってぶつからない、といった論理性がないと納得につながらない。科学的データはそれほど無いと思う。（委員）
- ▶ 今年度事業の海外調査では法律の運用状況やその影響効果まで踏み込んだ形で確認できていないため、追加的に調査を行う必要がある。現時点では、数値基準を主に抜粋し、衛生基準やワクチン接種に関する基準等は含めていない。ガイドラインでも数値以外の基準もある。そういった基準を含めて精査は必要だろう。例えばイギリスの一人当たりの飼育頭数に関する基準では、まずは動物の状態を見たとうえで、福祉への欲求が満たされていないという証拠がある場合は、適切な数かどうか検討すると規定されている。イギリスのガイドラインは細かすぎるきらいがあり、海外を参考にして日本に導入してもうまく運用できるのか、今後明確化を進めていくうえで重要な視点と考えている。科学論文調査についてもさらなる精査を経て、参考になる情報があるかどうかを探す必要がある。基準づくりにおいては、自治体が運用の実効性を担保できるかを考えなければならない。上

乗せ基準を定め、効果をあげている自治体もある。今後はその調査結果も示したい。（事務局）

- 現在は自治体の要望に基づいた6項目で整理しているが、6項目から漏れているものもあるのではないかと。英仏独3か国および米国等を横並び比較したうえで、各国が必ず設けている基準を明らかにしてチェックする必要があるのではないかと。定性的基準だとしても明示されている項目は網羅したほうがいいのではないかと。（委員）
- 委員長の指摘に同意。フランスのアレテは法的効力があり、個別行為も一般行為も定められている。省だけではなく自治体もアレテを制定できる。アレテは様々なものがあり、デクレ（命令）など他の法律の全体の中でどう当該アレテが位置付けられているかを整理しなくてはならない。そうすることでその数値がどの文脈のもとで、どの法律のどの条文に対応するかたちで出てくるのかが理解できる。今回の報告で取り上げられたアレテも「衛生と動物の保護」に関するアレテであり、各種衛生措置、獣医師との連携について規定されたうえで、付則で詳細な数値が定められている。法律に根拠を持つかどうかは問題。衛生目的だとすると、他の動物に伝染病を移すという自由はなく、そうなれば法律で厳格な規制がなされる。しかし、そういった観点からの規制は最小限であるべき、というのが自由主義の発想。そのため、最低限の基準となるのであり、付則1にはそのように規定されている。このように規範構造全体を見る必要はある。アレテに違反した場合は、すべて法律に基づく是正命令・罰則の対象になりえるが、実際はすべてがその対象になるのではなく、衛生に関する基準に違反した場合にただちに強制権限の発動対象となる。また、犬については10頭から49頭を4か月以上飼う人は届け出しなければならないというルールがある。これは悪臭や騒音などにかかわる環境法に関連する規制となる。農業・漁業法典以外も調べないと飼養基準に関する十分な理解に達しないのではないかと。（委員）
- 米国は州法までは捕捉していないという理解でよいか。連邦法は州を横断するビジネス・実験動物が規制対象であり、ペットショップは州法で規制されている。したがって州法まで調査する必要があるそうだが、膨大な調査になるためすべては対応できない上、米国の数値基準を今の日本に当てはめるのは困難。日本の産業界が対応しきれず、飼い主がかいたい犬が供給されない事態も出てこよう。科学的根拠がある基準、すぐには対応できない。海外の情報は有益だが、そのための調査をどこまでやるべきか。（委員）
- 米国にせよフランスにせよ全体をみてはじめて理解できるというのはそのとおりだが、どこまでの範囲をやるかは整理して検討する必要がある。基準の明確化とアニマルベースメジャーの考え方に基づいてどのような動物の状況が望ましいのかを考えることが検討会の2つの目的であることに立ち戻るが、基準の明確

化を優先的に検討していくにしろ、時間の制約があるなかで、すべてを網羅した調査は現実的でない。いただいたご意見を踏まえ、今この場でどこの範囲までやるとはなかなか言及できない。例えば、フランスについては委員の知見や協力を得ながら、先進的な各国の事例についても、どの程度まで網羅的に収集いくのが良いのか、限られた時間とリソースのバランスも勘案して、各委員の協力と知見をいただきながら整理させていただきたい。（事務局）

- 委員長および委員に同感だが、州法やすべての法律の調査は難しい。モデルを決めて深めるほうが情報収集を検討したほうがいいのではないか。州法について人口や面積から日本に類似している場所を抽出するなどして、収斂させていかないとならない。文献調査だけでは限界があるだろうから、ヒアリング対象をどこにするか注力する必要があるのではないか。（委員）
- 適正飼養管理は畜産で常にやっている。重要なのは、栄養管理、物理環境管理（面積、温度、湿度、音など）、衛生環境管理、仲間関係・社会環境管理、人との関係の5つである。人との関係については、個人的関係の構築もあるが、侵害的行為における侵害性を抑える管理について、基本的にABMを意識しながら管理のあり方を組み立てていくというやり方をしている。犬でも断尾はあるだろうし、犬猫でも同様の発想ではないか。今日の文献もそのように整理されており、現在含まれていない衛生、侵害的行為を追加すればいい。畜産ほど膨大なデータはないだろう。（委員）
- まとめる方向に進まないといけない。何のために調査していたのかがわからなくなっては本末転倒。ひととおり情報は集まっていると思うが、カテゴリーには違和感がある。現在の整理は法的管理の目線が強い。カテゴリーを見直して6つ程度に再構成してもいいのでは。罰則も罰則あり・ない程度の粒度で確認して、抜けがないようにしてはどうか。その上でそろそろ収斂する方向性に向けて進んでいったほうがいい。カテゴリー分類はメール・会議等で調整していけばよいだろう。（委員）
- 侵害性、人とのかかわりについては、シェルター関連の論文がある。現在のカテゴリー分類に基づけばエンリッチメントに分類できると思うが、人とのかかわりに関する論文を加えてもいいのではないか。何頭に何人という論文はないだろうが、かかわった場合とそうでない場合の結果を分析した論文はある。実際には動物がどれくらい手を掛けられて世話をされているかのほうが重要だと思う。（委員）
- 委員のご指摘を受け止めつつ、この委員会の目的は、あくまでも円滑な運用に資するための基準やガイドライン作りの検討であり、自治体が監視指導するに当たって困らないようにするために図示化なども含め基準を明確化すること。したがって、自治体が明確化を希望している項目から優先的に検討することになる。（事

務局)

- イギリスのガイドラインは、優良基準を明示しつつも、最低限の基準が記されているということは、現状はそうではないと記載しているということであり、それが興味深い。日本の現状、登録業者のスペース、人数、頭数のデータはあるはずで、それらの現状把握をしたほうが良いだろう。そうした既存データをもとに、どういった規模の業者が現状どうなのかは明らかにできるのではないか。そのようなデータがあると方針が明確しやすい。全国すべてでなくても構わない。畜産では同様のデータが蓄積され公開されている。(委員)
- 取扱業のデータは毎年自治体に提出されているものがまとめられているため、犬猫の頭数は把握できる。しかし、ケージの大きさや繁殖回数などはわからない。業者が台帳にまとめているだろうが、データとしては整理されていない。データをまとめるにしてもこの事業でやるのかは検討が必要。(事務局)
- 現実的で実効性のあるレベルを目指したいが、検討の時間には限りがある。すぐに自治体がデータを提供できるわけではなさそうだが、将来的にデータの整理は大切である。指標がある程度まとまった段階で、各自治体にデータ収集ができるか確認してもいいのではないか。将来に備えてデータを確保してもいい。(委員)
- イギリスとフランスは罰則ないということか。(委員)
- 違反した場合については資料3の21頁に記載してある。イギリスはライセンス関係の規則であり、査察官が立ち入るときの基準。繁殖については数値基準がある。違反すると繁殖や生態販売はできなくなる。調査項目と規定と罰則を対に記載することが難しかったため、全体的な状況として記載した。(事務局)
- 各国を調査するのは大変であり、法律の建付けも異なる。日本は日本独自の基準でもいいはず。他国を模倣する必要はないが、他国を参考にして漏らしてはいけない項目は明確になってきているのではないか。(委員)
- 検討会のミッションは、自治体からの明確化の要望に応えることとすれば、現在の資料3の整理の仕方は、各国調査の整理にとどまっていて自治体からの要望に応えるかたちにはなっていないのではないか。床の素材についても耐久性以上の話とか、一般的な考え方はどうなのか、フランス的な発想として自治体の問いに答えるにはどうしたらいいか、という観点で調査を整理すればいいのではないか。(委員)
- 議事1の科学論文について、犬猫にもたくさんの品種がいる。体の大きさも多様である。科学的な知見を得る中で、論文の中で品種や個体の差をどう扱っているのかが気になる。今後基準をつくる時は多様な品種を扱いつつ、バッサリ切らなくてはならない部分あるだろう。その参考として、研究では差異どう処理しているかに関心ある。(委員)
- 補助犬だけ、家庭犬だけといった具合に論文によって扱い方に差がある。シェル

ターに関する論文でははっきりと統一していない論文も多い。研究がどう数値を導き出しているかは、それぞれの論文を見たうえで考える必要がある。うまく整理ができないなら、定性的な基準にするということになるのだろう。（委員）

- 品種によって暑さや寒さの感じ方は異なるのか。（委員）
- 異なるだろう。基準を定めるなら、最低この温度にすべし、といったかたちになるのではないか。（委員）
- 日本で主流の犬種と海外で主流の犬種は異なる。たとえば、イギリスではグレイハウンドなど使役犬の研究が多いが、参考にはなるとはいえ、それをペットで飼うことが多い日本において、日本のブリーダーに適用できるかは疑問。そのため、日本の専門家がある程度案を作る方が現実的ではないか。（委員）
- 預託は家庭犬が主である。訓練施設は、盲導犬などが主流であり、家庭犬とは犬種が異なる。ペットホテルは一日など短期利用だが、訓練や展示などはより長期で、盲導犬だと1-2年は滞在する。施設ごとの基準づくりは難しいだろうが、どこをターゲットにするか、全体として最低基準にするか、については考える必要がある。それによって基準づくりの進め方が異なる。イギリスでグレイハウンドの研究が多いのは、グレイハウンドレースがあるため。国によって背景が異なり、そのため違いが存在する。（委員）
- 検討会だけですべてをまとめるのは難しい。メールなどで具体的に調整していくべき。（委員）
- 事務局として今後の検討作業の進め方、つまり、判断材料をどの様に絞り込んで整理していくかの方向性について確認をしたい。本日の検討会では、基準の明確化の対象を絞り込む上で整理のカテゴリーをどうするかという点、海外法令を把握するには周辺法域についても調査しないと網羅的な理解が難しい一方、際限なく範囲を広げた調査はできないなかで、対象とする国と更に精査すべき内容と範囲をどう絞るかという点、実効性を担保するため可能な範囲で国内実態を把握するデータや資料が求められるがどうすればいいかという点、といった主に3つの視点で、ご意見・ご指摘をいただいたと認識している。いただいた意見を踏まえ、個別に想定している方向性のイメージとしては、例えば、海外の運用実態や実効性の検証についてはイギリスなど蓄積がある国を調査する方向性もあろう。科学論文の検索作業においては、その対象カテゴリーに衛生管理の観点や知見も付け加えて整理すればどうかという意見が出てきた。国内の実態把握については、自治体ヒアリング等に基づき事業者の飼養管理状況をふまえる必要があり、中長期的な課題としても、業者の実態把握をしたほうがいいとの指摘がなされた。この認識で合っているか、また、今後には絞り込み整理していく検討作業の方向性について問題ないかについて、確認いただきたい。（事務局）
- （事務局から確認を求めた認識と検討作業の方向性について、委員から、特に指

摘や補足コメントはないことが確認された後)、作業がしやすくなるだろうから、早めに今後の方向案を示してほしい。メールのやり取りでも構わない。カテゴリーを練って、カテゴリーの中でさらに煮詰め、それを委員で合意するという方向性でいいのでは。本日の検討会での議論をまとめて、事務局から今後の方向性を示してほしい。(委員)

(3) その他

- 次回検討会は、新年度の早い時期を想定しており、可能であれば6月頃に開催したい(事務局)

以上